



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名	菱電商事株式会社
代表者	代表取締役社長 太田宗久
(コード番号	8084 東証第一部)
問合せ先責任者	取締役総務部長 西村英二
TEL	03-5396-6111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化に対応するため、目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置について定めるものであります。
- (3) 社外取締役及び社外監査役として独立性の高い人材の招聘を容易にし、その期待される職責を十分に発揮することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外取締役及び社外監査役と同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。
なお、変更案第 25 条の規定につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他上記の変更に伴い、条数の変更及び条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日(火)

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第 2 条 当社は<u>つぎ</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>つぎ</u>の物品の製造、売買及び輸出入業</p> <p>イ. 電気機械機具、電子機器及び通信機器</p> <p>ロ. 建設機械、工作機械、輸送機械、事務用及び民生用機械機具、その他一般機械機具</p> <p>ハ. 計測器、医療器械機具、その他精密機械機具</p> <p>ニ. 金属・金属製品、繊維製品、木材・木製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品、土石・窯業製品</p> <p>ホ. 日用品雑貨、油脂、燃料、農水産物、飲食料品</p> <p>2. 前号物品の開発、加工、修理、賃貸借、請負業及び運送業</p> <p>3. 建設業</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p>5. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業(新設)</p> <p>6. 前各号に関連する事業</p>	<p>第 2 条 当社は<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>次</u>の物品の製造、売買及び輸出入業</p> <p>イ. ～ (現行どおり)</p> <p>ホ.</p> <p>2.</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>5.</p> <p>6. <u>労働者派遣業</u></p> <p>7. (現行どおり)</p>
(公告方法)	(公告方法)
<p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 4 条 当社の公告は<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
(新設)	(社外取締役の責任限定)
<p>第 25 条 ～ (条文記載省略)</p> <p>第 30 条 (新設)</p>	<p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に会社法第 423 条第 1 項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第 26 条 ～ (現行どおり)</p>	<p>第 26 条 ～ (現行どおり)</p>
(新設)	(社外監査役の責任限定)
<p>第 31 条 ～ (条文記載省略)</p> <p>第 36 条</p>	<p>第 31 条 <u>(社外監査役の責任限定)</u></p> <p>第 32 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に会社法第 423 条第 1 項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第 33 条 ～ (現行どおり)</p>	<p>第 33 条 ～ (現行どおり)</p>
<p>第 38 条</p>	<p>第 38 条</p>

以上